

平成 29 年 度

第 1 回 練馬区国民健康保険運営協議会

会 議 録

平成29年度 第1回 練馬区国民健康保険運営協議会 会議録

1 日時 平成29年8月31日(木) 午後1時30分～午後3時15分

2 場所 練馬区役所 本庁舎5階 庁議室

3 出席委員

(1) 運営協議会委員 19名(会長、 会長代理)

ア 被保険者代表委員

石原 秀男、岩橋 栄子、上月 とし子、関 洋一、武川 篤之、備前 猛美、

(欠席 河原 啓子)

イ 保険医・保険薬剤師代表委員

伊藤 大介、岩崎 章宣、齋藤 良造、治田 晶彦、會田 一恵、斎藤 恭子

(欠席 河田 紀子)

ウ 公益代表委員

小泉 純二、○酒井 妙子、有馬 豊、橋本 けいこ、池尻 成二、堀井 安伸

(欠席 渡邊 万里子)

エ 被用者保険等保険者代表委員

小池 敏夫

(欠席 池島 拓)

(2) 事務局 15名

区民部長、収納課長、国保年金課長、他職員12名

4 公開の可否 公開

5 傍聴者 なし

6 議題

(1) 委嘱状交付

- (2) 委員紹介
- (3) 保険者代表挨拶
- (4) 会長、会長代理選出
- (5) 会議録署名委員選出
- (6) 報告事項

練馬区国民健康保険の状況および制度改革の概要について

平成28年度国民健康保険料の収納結果について

保健事業に関する実績および評価報告書について(平成27年度版)

その他

国民健康保険被保険者証の更新について

7 配付資料

【資料1 - 1】	国民健康保険制度改革の概要
【資料1 - 2】	新制度施行に向けたスケジュール(予定)
【資料2】	平成28年度国民健康保険料収納統計
【冊子】	保健事業に関する実績および評価報告書について (平成27年度版)

8 会議の概要と発言要旨

【区民部長】 区民部長の唐澤でございます。本日は大変お忙しい中、また、暑さは和らぎましたがお足元の悪い中、ご出席いただきましてありがとうございます。

ただいまより平成29年度第1回練馬区国民健康保険運営協議会を開催したいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 ただいまの出席者数は、19名です。これにより、練馬区国民健康保険運営協議会規則第6条第2項の規定による定足数を満たしていることをご報告いたします。

なお、本日は4名の委員より欠席のご連絡をいただいております。

【区民部長】 本日の運営協議会ですが、本来であれば会長に議事を進行していた

だくところでございますが、前会長につきましては、区議会の人事により現在空席となっております。そこで、本日の運営協議会につきましては、区長が招集をさせていただきます。会長の選任まで、暫時、事務局の国保年金課長が司会進行を務めますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【国保年金課長】 国保年金課長の遠藤でございます。よろしくお願いいたします。

部長から説明がありましたとおり、会長選任まで事務局で司会進行を務めさせていただきます。本日は事務の記録用に写真の撮影と録音をさせていただきます。どうぞご了承をお願いいたします。

それでは、最初に委嘱状の交付でございます。あらかじめ机の上に置かせていただきました。ご確認をお願いいたします。委嘱期間につきましては、平成29年8月1日から平成31年7月31日までの2年間となっております。皆様、よろしくお願いいたします。

続きまして、委員の紹介に入らせていただきます。今回は、改選後最初の運営協議会でございますので、こちらから名簿順に紹介をさせていただきます。恐れ入りますが、お名前を呼ばれましたら、委員の皆様から一言ずついただきたいと思っております。

委員紹介

【国保年金課長】 続きまして、保険者挨拶でございますが、本来であれば保険者を代表して練馬区長がご挨拶を申し上げるところですが、公務が重なっており、本日は区民部長が代読をさせていただきます。

【区民部長】 ご説明がありましたとおり、本日前川区長は公務が重なっておりますので、ご挨拶については代読という形で行わせていただきます。

本日は委員の皆様の改選後の初回の運営協議会ということで、委嘱状をお渡しし、これより再来年7月までの2年間、委員を引き受けていただくということに、心より感謝申し上げます。

区長に就任して3年4か月がたち、この間練馬こども園、保育所待機児ゼロ作戦、街かどケアカフェなど、練馬区独自の政策に多数取り組んでまいりました。私は、区民の皆様とともにこうした取り組みを着実に進めていけば、練馬区はまだまだこれから大きく発展すると確信しております。

さて、医療費が年々増加している中、国保制度の抜本的な財政基盤の強化、並びに制度の安定化を目的として、いよいよ平成30年4月から国保制度改革が行われます。都道府県が財政運営の責任主体となり、区市町村は引き続き資格管理や保険給付等、きめ細やかな事業を行うこととなります。制度改革による保険料の大幅な値上げなどは容認できないと考えておりますが、抑制の手法にはさまざまな視点が必要となります。従来までの一般会計からの法定外繰入金を無条件に増額していく方法ばかりをとることはできません。税であっても、国保料であっても、同じ区民の負担ですので、公平性の観点からも、さまざまな考えをしなければならぬと考えております。

この制度改革、あるいは広域化と呼ばれるものをご理解いただくためにも、今年度は運営協議会を3回開催させていただくことを予定しております。本協議会では、保険料率等の決定や、引き続き区が担う業務に係る重要事項についてご意見を伺い、重要な役割を担っていただくこととなります。どうぞよろしく願いいたします。また、この制度改革につきましては、区民の皆様への丁寧な説明や周知に努めてまいりたいと考えております。

本年は、練馬区が誕生し70周年の記念すべき年でもあります。そして、差し迫る国保制度改革に向けて整備を進める重要な時期でもあります。区民の皆様が未来に向けて夢を描けるまちをつくるためにも、安定した国保事業の運営に全力を尽くす考えであります。

以上をもってご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

【国保年金課長】 ここで改めて事務局を紹介させていただきます。

事務局紹介

【国保年金課長】 続きまして、会長および会長代理の選出について、区民部長からご案内いたします。

【区民部長】 会長および会長代理につきましては、運営協議会規則第4条の定めによりまして、公益代表委員の中から選ぶこととされております。本日は、区議会選出委員の辞任に伴い、改めて選出をお願い申し上げる次第でございます。慣例により、選出については事務局から推薦をさせていただくという形をとらせていただこうと思いますが、よろしいでしょうか。ご了解いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【区民部長】 それでは、会長に小泉純二委員を推薦いたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【区民部長】 ご異議がないようですので、会長には区議会選出委員の小泉純二委員に決定をいたしました。

【国保年金課長】 それでは、小泉委員は会長席にお移り願いたいと思います。

(小泉委員、会長席へ移動)

【国保年金課長】 運営協議会規則第6条によりまして、協議会の議長は会長が当たっております。ご挨拶をいただきました後、会長に議長をお願いしたいと思います。事務局の司会進行へのご協力、ありがとうございました。

それでは、会長のご挨拶をお願いいたします。

【会長】 この場で会長を拝命させていただきまして、大変緊張の感が強うございます。皆様のご意見をしっかりと受けとめさせていただき、また区政にも反映できるような形になればと思っております。精一杯務めさせていただきますので、どうぞよろしく

お願い申し上げます。

それでは、ここからは私が議長を務めさせていただきます。

初めに会長代理を選出させていただきます。私のほうから指名をさせていただいてよろしいでしょうか。

(拍手)

【会長】 ありがとうございます。それでは、皆様のご賛同をいただきまして、会長代理につきましては酒井委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。ご異議がないようですので、会長代理を区議会選出委員の酒井妙子委員と決定をさせていただきます。ありがとうございました。

酒井委員、会長代理席へお願いいたします。

(酒井委員、会長代理席へ移動)

【会長】 それでは酒井委員から、会長代理就任のご挨拶をいただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

【会長代理】 会長代理に選任いただきました酒井妙子でございます。会長を支え、スムーズな運営協議会になりますよう取り組んでいきたいと思えますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【会長】 続きまして、会議録の署名委員の選出でございますが、当運営協議会規則第8条第2項によりまして、会議録には議長および2人以上の委員が署名するものとなっております。この署名委員2名の選出について、ご一任いただければと存じます。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。それでは、私のほうから選任させていただきます。従来、被保険者代表委員と保険医・保険薬剤師代表委員から、それぞれ1名ずつ選出

されてございます。このたびは被保険者代表の備前委員と、保険医・保険薬剤師代表の岩崎委員のお二方をお願いをしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、これより審議に入りたいと思います。なお、本日は保険者からの諮問事項はなく、報告事項が4件ございます。

まず、事務局から資料の確認をお願いいたします。

【事務局】

資料の確認

【会長】 それでは、次第に沿って進めていきたいと思います。

報告事項1について、説明をお願いいたします。

【国保年金課長】

報告事項1の説明（「ねりまの国保」、資料1、資料1 - 2）

【会長】 ただいま報告がありました内容につきまして、ご質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

【A委員】 この制度は非常に複雑で、今聞いてどうのこうのというわけではないですが、今貧困論を学んでいるのですが、子供の貧困に限らず、所得格差が教育格差で、そして教育格差が健康格差かと。健康保険料が払えなくて、お子さんもご本人も病院にも行けず、それで悲惨な状況になったという例は新聞等で皆さんお分かりだと思います。一般の保険料の場合は、報酬比例というのですか、それでいくわけですが、国民健康保険の場合は定額があるわけですね。所得割と。所得が多くても頭打ちというはあるわけです。すると、どこにしわ寄せがいくかという、低所得者にしわ寄せがいくということは明らかなことです。

それでお聞きしたいのですが、区議会の質問で区長は答えていますが、国保会計が不足の状況になった場合、一般会計から繰り入れると。これは当たり前で各区やっていますが、先ほど部長のお話ですときつい、きつくなると。区も予算が限られてますか

ら、毎回繰り入れをし、ではどこまでというのは、それはわかります。ただ、運営主体が都に移った場合、一般会計からの繰り入れはどうなるのかというのが1つです。

それからもう1つ、来年度、この国保の制度は変わり、滞納者に対する警告や差し押さえが始まると思うのですが、国のほうは保険者努力支援制度として、滞納率を下げ、収納率を上げた自治体には補助金を余計にあげるよということを既に言っているわけです。ほかの福祉分野においてもそうですが、こういうことがあっていいのかなと思うのですが、それについて練馬区はどう考えているのか。悲惨な例としては、口座まで差し押さえをやっているのです、自治体で。

【会長】 滞納については、資料2の収納のときに、収納課長から説明があるかと思えます。

【A委員】 では、そちらのほうで。

【国保年金課長】 一般会計の繰り入れのご質問でございますが、これは東京都が財政運営の主体になりましても、区の一般会計から区の特別会計に繰り入れる判断は区でさせていただきます。現在も保険料の上昇を抑制するために一般会計から繰り入れをしまして、保険料の負担をなるべく重くならないようにしております。新しい制度になりましても、そのような対応を、状況を見ながら適切にしていく必要があるものと考えております。

【B委員】 私のほうからお尋ねしたいのは、これまで練馬区も国民健康保険に関する収納など、非常に努力をいただいて、区の中においても最高位に近い順位をとっておられるということは承知しておりまして、感謝しております。その中で、今回都に移管してやっていくということは、より日本全国における国民健康保険の負担の格差が非常にあるということで、数日前の新聞にも出ており、格差是正について、いろいろな形で対応していかなければならないと。しかもサステナビリティにこの保険というものが成立しなければいけないということはよく理解しておりますが、今回の都と区の役割

の中で、一部そういった、どうしても管理志向が強くなり過ぎる傾向があるように思われます。従来、特別区は特別区として共通問題としてやってこられたと思うのですが、それとの関連というか、絡みというものはどういう形になるのかということをお尋ねしたいと思っております。

【国保年金課長】 新しい制度から東京都も保険者となり、共同で役割分担しながら運営をしていきます。東京都は、都全体の統一的な方針ということで運営方針を策定します。その方針と全く違う方向では運営できませんが、その方針の中で区の保険料率を決定するのは区でございますし、保健事業を実施するのも区でございます。昨今、医療費がどんどん上昇するということで、とにかく保健事業を充実させて、被保険者の健康づくりを強化していかなければいけないということも求められておりますので、それは区の事業として実施をしていくものでございます。都が保険者となったからといって、区の役割が縮小されるだとか、そういった心配はないと考えてございます。

【会長】 いいですか。ほかにもございますでしょうか。

【C委員】 構造的な課題が3つ挙げられており、それに対する対策、改革の柱が下に書かれています。27年、28年は毎年1,700億円のお金が国から入ってますが、それでもさらに、先ほどもあった各自治体の一般会計からの繰り入れがあったとしても、保険料がどんどん上がってきているという状況です。3,400億円の公費が入ることによって、保険料が今後引き下がるというようなことになるのか、どうでしょうか。

【国保年金課長】 3,400億円というのは全国規模の話でございます。1,700億円については低所得者の対策として使われる部分になります。残りの1,700億円の使われ方ですが、今回公費のあり方ということで、国からも考え方が出されております。都道府県の財政状況に応じて交付金が調整されるということもありますので、丸々残りの1,700億円が東京都の人口の頭数で按分されるというものではないと理解しております。ただ、この1,700億円を、調整機能の部分と保険者の責任とならない、精神

の障害を持った方だとか、子どもさんの対応だとか、そういった部分にも使われる公費ともなりますので、この1,700億円の公費がさらに低所得者対策にプラスして拡充されることで、保険料の抑制につながるものと考えております。ただ、先ほども説明しましたように、1人当たりの医療費そのものがどんどん上昇している状況でございますので、そこのところを何とか工夫して、これ以上医療費も上がらないような策も考えながら対応していかないと、なかなか難しいのではないかと考えます。

【C委員】 今後、都道府県が財政運営の責任主体になるということですので、この間、各自治体が一般会計から繰り入れていたように、東京都も一般会計からの繰り入れをするなりして保険料を引き下げていく、誰もが払える保険料にしていくといった立場というのはあるのでしょうか。

【国保年金課長】 特別区の区長会としても、そのような要望はさせていただいてるところです。

【会長】 よろしいですね。ほかにございますか。

【D委員】 先ほどのご説明の中で、都からおりてくるお金を決める場合、区がどれだけ独自の努力をしているのか、いろいろな保健事業等を行っているかを見てインセンティブとし、それによって納付金の額が変わるといような話が、1年前のこの場で出たような気がするのですが。区の独自の努力が、区としてはこういう事情を抱えているからこういうことをやりたいと思ってやっても、都としては、それはあまり大したことはないと判断し、低い算定になってしまうといようなことはありませんか。1年前にそのような議論をしたようなことを思い出したので、いよいよそれが動き出すとなると、その前にちょっと物申し上げておきたいことがありますので。

【国保年金課長】 先ほど保険者努力支援制度という言葉が出ましたが、これは制度改革後に新しくできる制度です。医療費適正化の取り組みや、国民健康保険の固有の課題に対応するために保険者がいろいろ努力をすると、それに対してインセンテ

ィブとしてご褒美がもらえるというようなものでございます。例えば、糖尿病の重症化予防事業、後発医薬品の使用の促進や特定健診の受診率の向上などに取り組み、ある程度成果を出したら、その成果に対して加点をされて、その分交付金が交付されるという制度でございます。都は国からの評価基準に基づいて評価されますので、都が勝手な判断でやるのではなく、国が決めた評価基準で交付額が決まるという仕組みになっております。

【D委員】 今のことで、つまりA、B、Cのようにランクがあるのですか。一番いい納付金の率を出そうとか、これはあまり効果がないのではないかとか、そういう評価基準が全然見えません。区民としても、自分たちが何をどのように努力したらいいのかというものが全然見えてこないで、詳しくその辺をおっしゃっていただき、区民に対して広めていったほうがいいのではないですか。

【国保年金課長】 先ほど、例えば幾つか挙げた事業につきまして、評価指標ごとに点数が決められておりまして、取り組みの困難さに応じて点数が高くもらえる、そういった考慮をして配点がされるといったものでございます。

【D委員】 それは、どこかに資料はありますか。

【会長】 今日すぐは難しいかと思えます。次の会にでも、資料として出していただくことは可能でしょうか。

【国保年金課長】 保険者努力支援制度のそのような資料につきましては、国からも出ているものがございますので、次回の運営協議会でお出ししたいと思います。

【会長】 D委員、よろしいですか。ありがとうございます。それでは、ほかにはございませんね。

続きまして、次第に従いまして、(2)平成28年度国民健康保険料の収納結果について、説明をお願いいたします。

【収納課長】

報告事項2の説明(資料2)

【会長】 説明中ではありますが、調定額、収納額、還付未済額、これらは独自の用語でございますので、そのあたりも分かりやすく説明をしていただければと。

【収納課長】

用語の説明

資料のほうに用語の説明がないので、今後こういう形で出すときには用語の説明も加えた形にさせていただければと思います。申しわけございませんでした。

【会長】 はい。できるだけわかりやすい資料でお願いいたします。よろしいですか。では続きをお願いします。

報告事項2の説明(資料2)の続き

【会長】 ご理解よろしいでしょうか。「ねりまの国保」で見ていただいた中に、医療、支援、介護とありましたが、この区分についてはご理解どうでしょう。説明していただけますか。

【収納課長】

用語の説明

【会長】 ただいま報告のありました内容につきまして、ご質問等ございましたら挙手をお願いいたします。

それではないようですので、続いて3番目の報告事項に入らせていただきたいと思います。保健事業に関する実績および評価報告書について(平成27年度版)ということで、説明をお願いいたします。

【国保年金課長】

報告事項3の説明

(冊子「保健事業に関する実績および評価報告書について(平成27年度版)」)

【会長】 お話がありました9ページからのデータヘルス計画は、とても端的にわかり

やすく課題を提示してありますので、ぜひこの部分はよくお目通しをいただければと申し添えさせていただきます。

それでは、ご質問等ございましたら挙手をお願いいたします。

【A委員】 先ほど収納については収納課長からということでしたが、制度改革で運営主体が区から都になるということですが、先ほど言いましたとおり、保険料の収納率向上において、国が採点する保険者努力支援制度、要するに収納率を上げた自治体には、少し余分に補助金をあげるよということが2018年度から行われるということですが、2013年の広島高等裁判所の判決においては、滞納者の滞納処分に当たっては十分調査して慎重に行ってくださいという判決が出ているのです。どこの自治体が知らないですけど、それを一切無視して、少ない年金が入っている預貯金まで差し押さえしていると。来年度、国はもっと締めつけを強くするということを言っているわけですから、それに対して練馬区は、今の段階でどう考えているのか。実際、預貯金など差し押さえをしているのかどうかお答えください。

【収納課長】 国民健康保険の徴収に当たっても、当然国税徴収法に基づいて徴収します。区には調査権がありまして、財産調査は行わせていただいています。その方の財産状況を調査権に基づいて調査をさせていただいて、必要な場合には預金の差し押さえも、練馬区でも実施しています。ただ、当然その前の段階で催告を行います。「ずっと納付をしていただけないのでご相談ください。ご相談がない場合には差し押さえします。」というような通知を差し上げています。保険料額はその方の収入に基づいて計算もされているので、どうしても払えないという方には、生活状況報告書という形で、今の生活状況、実態がどうなっているかというところをご本人様に書いていただき、裏づけ資料もつけていただいて、それをもとにご相談をさせていただいています。

こちらからのいろいろな、例えば電話催告をする、訪問催告もする、文書の催告も

するといった形にもお答えいただかず、財産調査の結果預金が見つかった場合には、ご連絡いただけないということで預金の差し押さえをするということです。やはり、それは真面目にお支払いをいただいている方との公平の観点からも、適切な徴収は今後も引き続きやっていかなければいけないというふうに考えております。

【会長】 よろしいですか。この報告ありました件について。

【E委員】 今日はいろいろありがとうございました。今後は国民健康保険料がどんどん上がり、医療費も上がっていくという中で、やはり最後に話された保健事業というのが、区の行政としてはすごく大事な柱になってくると思います。特定健診、そして特定指導、そこから浮き上がってくる糖尿病予備軍の人たちの指導というのは、これは行政でしかできない。マスを相手にそれを拾い上げて、本当の病気にならないようにもっていくというのは、行政にしかできないことだと思うので、そここのところはぜひ今後も実績を積んで、これが東京都からのポイントになるというのは今日初めてわかったのですが、ぜひ高いポイントを上げて、予算をたくさんとっていただきたいと思います。

【国保年金課長】 特定保健指導の実施と、糖尿病の重症化予防事業の実施につきましても、日ごろ医師会の先生方にご指導いただきながら進めているところでございます。今後もぜひご指導いただきながら、成績を上げていくように頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】 貴重なご意見ありがとうございます。私ども議会のほうとしましても、行政のさまざまな努力に目を光らせて、叱咤激励もさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ほかにご質問はございますか。ご意見はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、この件については終わらせていただきます。

それでは、(4)その他について、何かございますでしょうか。

【国保年金課長】 国民健康保険被保険者証の一斉更新についてのご報告でござ

います。保険証につきましては、資格の再確認を行うために、2年で更新を行っております。今年はその更新の年になっておりまして、10月1日から2年間有効の新しい保険証を発行するものでございます。明日9月1日から、約10万4,000世帯に対して簡易書留で発送する予定ですので、どうぞよろしく願いいたします。

【会長】 ほかにございますでしょうか。

【区民部長】 次回の運営協議会でございますが、先ほど日程のご紹介もさせていただきましたが、10月から11月にかけて予定してございます。日程が決まり次第、また改めてご案内を申し上げます。その際にはよろしく願いいたします。

なお、本日いろいろご指摘をいただきましたように、よりわかりやすい資料作成に努めまして、事前にお送りする資料は、それだけを見てもわかるというような形にできるよう目指してまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

【会長】 大変わかりやすい資料が届くそうですので、目を光らせてもらいいただければと思います。ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日の運営協議会はこれにて閉会とさせていただきます。皆様のご協力で、この私にとりまして初めての協議会が無事に終わりましたこと、改めて感謝を申し上げながら閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。お疲れさまでした。